

アサヒグループ役員・従業員の皆さまへ

団体保険制度

団体総合生活補償保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険
団体保険制度[別冊]も本パンフレットとあわせてご確認ください。

団体割引

30%
適用!!



制度のポイント

01

団体割引
30%適用



グループのスケールメリットで
団体割引30%適用!

02

自転車事故などの
「賠償責任」も補償*



自転車による事故など
相手にケガをさせてしまった場合
などの賠償責任も補償!

03

退職後も
継続加入可能*



年令が上がるごとに
リスクは増えます!
OB制度で備えましょう。

*ご加入のプラン・オプションにより取り扱いが変わります。

アサヒグループ 団体保険制度のご案内

アサヒグループ 団体保険制度は以下の保険種類で構成されています。

団体保険

団体傷害保険、団体所得補償保険（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）、団体レジャー保険（総合レジャー保険、ゴルファー向け保険）、団体自転車保険

団体扱保険

自動車保険、火災保険、医療保険（ガン関連特約）

1 団体保険とは

アサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となり、グループ各社の社員が加入者となる保険契約です。

2 団体扱保険とは

アサヒグループの従業員が個別に保険契約者となるご契約で、保険の開始日は保険契約者により異なります。

3 アサヒグループ 団体保険の特長

- グループスケールメリットを活かした団体割引が適用されており、お得です。
- 保険料は給与引去りですので安心です。
- 一部の保険種類を除き、ご退職後も継続してご加入いただけます。

団体制度や
リスクに
関わる動画



4 ラインアップ

団体傷害保険（団体総合生活補償保険（標準型・MS&AD型））

30%割引

ケガによる
入院・通院を
1日目から補償します！



おすすめ

PO 補償内容

月払保険料 **500円** でご加入可能です！
※詳細は7ページをご確認ください。

個人補償プラン[ケガの補償]

傷害死亡・後遺障害保険金額	142.7万円
傷害入院保険金日額	2,000円
傷害手術保険金	入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍
傷害通院保険金日額	1,000円
月払保険料	500円

ゴルファー向け保険 （団体総合生活補償保険）

30%割引

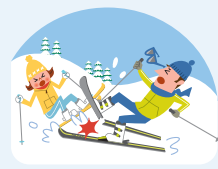
ゴルフプレー中のさまざまな
事故への備えに！



総合レジャー保険 （団体総合生活補償保険（標準型））

30%割引

スポーツ・レジャー中等の
さまざまな事故への備えに！



団体自転車保険 （団体総合生活補償保険（標準型））

30%割引

ケガの補償を自転車事故に限
定し、お手軽な保険料でご加
入いただけます！



団体所得補償保険 （所得補償保険/団体長期障害 所得補償保険）

30%割引

ケガや病気で働くことができ
ない時の備えに！



自動車保険

25%割引

他社でご契約の方はぜひお見積りを！



火災保険

10%割引

家財の保険も万全
ですか？
空き巣被害にも備
えましょう！



医療保険（ガン関連特約）

団体扱保険料

簡単な3つの告知（男
性は2つ）で医療保険
にお申込みできます。
先進医療・通院など
備えたい保障に合わ
せたオプションもあ
ります！



団体保険の加入資格

お申込人となれる方

お申込人となれる方はアサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。

被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

団体傷害保険(個人補償プラン)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

団体傷害保険(家族補償プラン)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員です。
記名被保険者本人のご加入で、自動的に配偶者、本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子が被保険者となります。
日常生活賠償・受託物賠償責任の被保険者の範囲は、次項をご参照ください。



※同居・別居の有無は問いません。

日常生活賠償・受託物賠償責任

被保険者の範囲は、個人型・家族型ともに、本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子です。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。詳しくは別冊23ページをご参照ください。

医療オプションプラン

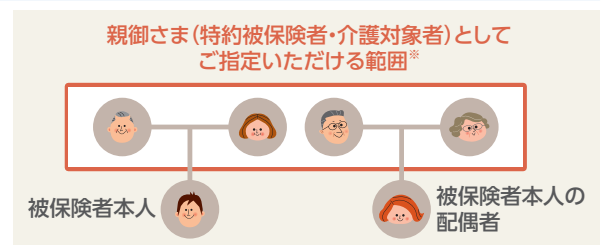
アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

親介護補償プラン

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者です。

ご注意

(親の介護による休業補償特約(K2)にご加入のお客さまへ)
それぞれの勤務先の就業規則等を確認したうえで、本特約のセット可否を判断する必要があります。就業規則等に介護休業の定めがない場合、および就業規則等に基づく介護休業を取得できない方(退職者、従業員の家族(配偶者を含みます。)、役員等)は本特約をセットできませんのでご注意ください。 ※被保険者1名につき最大2名まで



団体所得補償保険(基本プラン)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある方(役員・従業員)で、満15才以上64才以下の方です。

団体所得補償保険(リレープラン)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社と正式な雇用関係のある方(役員・従業員)で、満15才以上60才未満の方です。ただし、非常勤、パート、アルバイト、健康保険の対象とならない従業員を除きます。

団体レジャー保険(総合レジャー保険)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員です。
日常生活賠償、受託物賠償責任の被保険者の範囲は、上記をご参照ください。

団体レジャー保険(ゴルファー向け保険)

アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

団体自転車保険

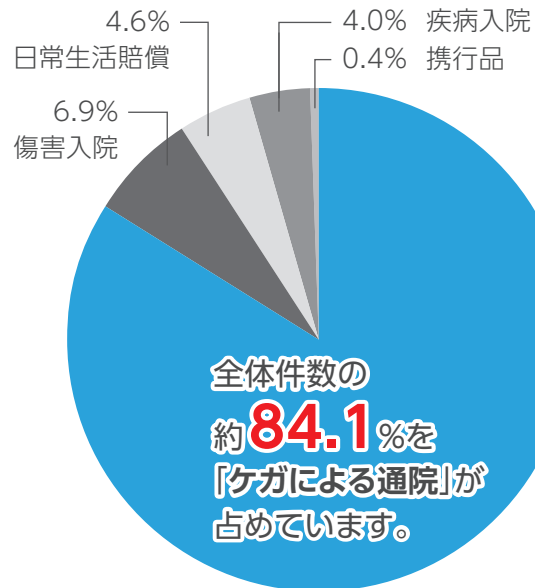
アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
日常生活賠償の被保険者の範囲は、上記をご参照ください。

アサヒグループ 団体保険のご活用事例

こんなにお役に立っています

<過去5年間のお支払い実績> (2023年9月時点)

保険金の種類	件数	お支払保険金
傷害死亡保険金	0件	0万円
傷害入院保険金	37件	263万円
疾病入院保険金	22件	133万円
傷害通院保険金	455件	3019万円
携行品損害保険金	2件	24万円
日常生活賠償保険金	25件	471万円



※お支払保険金は万円以下は切り捨てで記載しています。

保険金お支払い例

ケガの補償

真冬の凍った道を歩いていて転倒し、腕を骨折した。
5日間入院し
入院中に手術を受け、
退院後15日間通院した。



(P2セット加入の場合)

- ・傷害入院保険金 6,500円×5日=32,500円
- ・傷害手術保険金 65,000円
- ・傷害通院保険金 4,000円×15日=60,000円

合計 **157,500円**

医療オプションプラン

人間ドックで食道がんが見つかり、
遠方の病院で
先進医療(重粒子線治療)を
受けるため21日間入院し
退院した。



(S3セット加入の場合)

- ・疾病入院保険金 10,000円×21日=210,000円
- ・三大疾病診断保険金 1,000,000円
- ・先進医療費用保険金(交通費等も含む) 2,990,000円
- ・疾病退院時一時金 50,000円

合計 **4,250,000円**

保険期間・払込方法

団体傷害保険／医療オプションプラン・親介護補償プラン／団体所得補償保険

保険期間 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時(1年間)

払込方法 2024年7月から毎月給与引去り

団体レジャー保険(総合レジャー保険・ゴルファー向け保険)／団体自転車保険

保険期間 2024年7月1日午後4時～2025年7月1日午後4時(1年間)

払込方法 2024年9月に一括給与引去り

団体扱自動車保険／火災保険

保険期間 自動車保険:1～3年 火災保険:1～5年 払込方法 給与引去り

医療保険(ガン関連特約)

保険期間 終身

払込方法 給与引去り

(保険の成立日により初回保険料が払込票払いになる場合がございます。*)

※成立日とは保険会社が承諾をした日です。

INDEX

	ページ		ページ
アサヒグループ団体保険制度のご案内	①	親介護補償プラン	⑨
団体保険の加入資格	②	団体所得補償保険	⑩
アサヒグループ団体保険のご活用事例	③	団体レジャー保険 (総合レジャー保険・ゴルファー向け保険)	⑪
保険期間・払込方法	④	団体自転車保険	⑫
一斉募集について	⑤	団体扱自動車保険	⑬
ご退職後の継続加入について	⑥	団体扱火災保険	⑭
団体傷害保険	⑦	医療保険(ガン関連特約)	⑮
補償充実オプション 医療オプションプラン	⑧	生命保険商品ラインアップ	⑰

一斉募集について

一斉募集中にご加入いただくとインターネットで簡単にお手続きが可能です。

一斉募集締切日

2024年4月19日(金)

一斉募集以降にご加入の場合は紙での申込が必要となりますので、銀泉アサヒHPまでお問い合わせください。

お手続き方法

インターネットによるお手続きとなります

- ・パソコン、スマートフォンで募集期間内はいつでもお手続きできます。
- ・お手続き画面の流れに沿って、シンプルで簡単にお手続きができます。
- ・加入申込票のご提出は「不要」となります。



前年度より既にご加入済の方 以下のID/PWにてお手続きください。

ID i + 社員番号(7桁) **PW** p + 社員番号(7桁)

※社員番号が7桁未満の場合は、頭に「0」をつけて社員番号を7桁にする。

団体傷害保険／医療オプションプラン・親介護補償プラン／団体所得補償保険／
団体レジャー保険(総合レジャー保険・ゴルファー向け保険)／団体自転車保険



お手続きURL <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=evyv6d>

新規にご加入する方

団体傷害保険／医療オプションプラン・親介護補償プラン／団体所得補償保険

お手続きURL <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=pxc22c>

アクセスコード asahi240625



団体レジャー保険(総合レジャー保険・ゴルファー向け保険)／団体自転車保険

お手続きURL <https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=8bennv>

アクセスコード asahi240701



ご利用可能時間 7:00～26:30

推奨
環境

パソコン

スマート
フォン

Windows 7/8.1/10 (推奨ブラウザ Internet Explorer11)

iOS 11/12 (推奨ブラウザ Safari)

Android 5.1～9.0 (推奨ブラウザ Google Chrome)

団体扱自動車保険／火災保険／医療保険(ガン関連特約)

裏表紙記載の代理店または下記メールアドレスへお問い合わせください。

銀泉株式会社 アサヒグループ担当の下記窓口

✉ asahi-cp@ginsen-gr.co.jp ※営業時間 平日9:00～17:00



ご退職後の継続加入について

退職後のライフプランを検討するうえで
リスクにもお備えください。

団体制度に継続加入することができます！



アサヒグループ団体保険制度を利用されるのも賢い保険活用のポイント。
下の表にアサヒグループ団体保険制度の退職時の手続きを整理しました
のでご覧ください。

団体制度やリスクに関わる動画▶



保険種類	保険名称	保険会社	退職手続き要・不要	連絡先	継続・切替可○、不可×	手続き内容 ※ご契約内容によって手続きが異なる場合がございます。予めご了承ください。	OB団体割引
損害保険	自動車保険	三井住友海上 あいおいニッセイ同和	要	銀泉	○	・保険料給与引去り→口座振替(年払)に変更 ・次回満期日(または契約応当日)までの未払込保険料がある場合は一括振込	あり
	火災保険	三井住友海上 あいおいニッセイ同和	要		○	・保険料給与引去り→口座振替(年払)に変更 ・次回満期日(または契約応当日)までの未払込保険料がある場合は一括振込	三井住友海上のみ割引あり
	団体傷害保険	三井住友海上	要		○	・退職をもって脱退となります。 ・ご希望の方はOBさま向け団体傷害保険にお申込みいただくことができます。(保険料口座振替/年払) ただし、お申込み時・次年度以降更新時の告知内容や保険金のご請求状況等によってはご加入・ご継続いただけない場合や、補償内容を変更させていただく場合がございます。 ※OB団体傷害保険加入時に次回満期日までの保険料を一括振込していただく場合がございます。	あり
	団体所得補償保険	三井住友海上	不要		×	・退職をもって脱退となります。	—
	総合レジャー保険	三井住友海上	不要		×	・満期をもって終了となります。(保険料給与引去り済みの保険期間)	—
	ゴルファー向け保険	三井住友海上	不要		×	・満期をもって終了となります。(保険料給与引去り済みの保険期間)	—
	団体自転車保険	三井住友海上	不要		×	・満期をもって終了となります。(保険料給与引去り済みの保険期間)	—
生命保険	がん・医療・介護保険	アフラック	要	○	・保険料給与引去り→口座振替に変更 ・旭友会員の方は旭友会団体(月払)にて団体扱いで継続可能。旭友会員様以外の方または年払・半年払で継続ご希望の場合は一般扱い(団体割引なし)となります。	旭友会団体のみ割引あり	
	医療保険	三井住友海上あいおい生命	要	○	・保険料給与引去り→口座振替に変更	—	
	健康長期保険 [NIV終身][NIV定期] [V-CARE]	三井住友海上あいおい生命(三井住友海上より移行)	要	○	・保険料給与引去り→口座振替に変更 ・ご継続内容によって未払込保険料がある場合は一括振込	—	
	医療保険	フコク生命	要	○	・保険料給与引去り→口座振替に変更	—	
	がん・医療保険	オリックス生命	要	○	・保険料給与引去り→口座振替に変更	—	



ケガに備える

団体総合生活補償保険(標準型)

保険期間 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時(1年間)

特長

- 入院通院1日目から補償します
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償
- 熱中症により身体に障害を被った場合も補償 ※傷害死亡保険金を除きます。



個人補償プラン 団体傷害保険



30%
割引!!

被保険者 本人のみ		P0	P1	P2	P3	P4
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故によるケガのため、死亡したり、後遺障害が発生したとき	142.7万円	200万円	470万円	770万円	1,050万円
傷害入院保険金日額 初日から補償	事故によるケガのため、入院したとき 180日以内 180日限度	2,000円	3,250円	6,500円	9,750円	13,000円
傷害手術保険金	事故によるケガのため、手術をしたとき	入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の 5倍				
傷害通院保険金日額 初日から補償	事故によるケガのため、通院したとき 180日以内/90日限度	1,000円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
月払保険料(年齢にかかわらず)		500円	870円	1,810円	2,770円	3,710円

家族補償プラン 団体傷害保険



30%
割引!!

被保険者 記名被保険者本人のご加入で自動的に配偶者、同居の親族および別居の未婚の子が被保険者となります		F1	F2	F3	F4	F5
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故によるケガのため、死亡したり、後遺障害が発生したとき 本人 配偶者・親族	120万円	370万円	580万円	810万円	1,000万円
傷害入院保険金日額 初日から補償	事故によるケガのため、入院したとき 180日以内 180日限度	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円
傷害手術保険金	事故によるケガのため、手術をしたとき	入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の 5倍				
傷害通院保険金日額 初日から補償	事故によるケガのため、通院したとき 180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円
月払保険料(年齢にかかわらず)		2,670円	5,450円	8,190円	10,930円	13,660円

補償充実オプション

個人補償プラン

[医療オプションプラン]

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

以下オプションプランは個人補償プラン[ケガの補償] (P0~P4セット) または家族補償プラン[ケガの補償] (F1~F5セット) へのご加入が必要です。

**30%
割引!!**

保険期間

2024年6月25日午後4時~2025年6月25日午後4時(1年間)

病気に備える		男性女性 共通			女性向け疾病補償オプション		
		S1	S2	S3	L1	L2	L3
🏥 疾病入院 保険金日額	病気で入院したとき 1,095日以内 120日限度	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円	5,000円	10,000円
🏥 疾病通院保険金日額 (退院後の通院を補償)	病気で通院したとき 180日以内 30日限度	3,000円	3,000円	5,000円	3,000円	3,000円	5,000円
🏥 疾病手術保険金	病気で手術を受けたとき	入院中の手術 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 疾病入院保険金日額の5倍					
🏥 疾病放射線治療 保険金	病気で放射線治療を受けたとき	1回につき疾病入院保険金日額の10倍					
🏥 先進医療費用 保険金額	ケガまたは病気により、 国内で先進医療を受けたとき	1,000万円					
🏥 三大疾病診断 保険金額	がん・急性心筋梗塞・脳卒中と 診断され、治療を開始し 所定の要件を満たしたとき	100万円			100万円		
🏥 疾病退院時 一時金額	疾病入院が14日以上 継続後退院した場合、 または365日を超えた場合	—	5万円		—	5万円	
🏥 疾病長期入院時 保険金額	疾病入院が90日以上 となった場合	—	10万円		—	10万円	
🏥 女性特定疾病 2倍支払特約	女性特定疾病の場合 疾病保険金、疾病退院時一時金、 疾病長期入院時保険金を2倍お支払いします	—	—	—	○	○	○

月払保険料 年齢は始期日 (2024年6月25日) 時点での満年齢	満年齢	S1	S2	S3	L1	L2	L3
	1~4才	470円	540円	940円	550円	630円	1,120円
5~9才	370円	440円	740円	430円	500円	870円	
10~14才	210円	280円	420円	240円	310円	480円	
15~19才	210円	280円	430円	250円	320円	510円	
20~24才	300円	390円	630円	370円	460円	780円	
25~29才	430円	630円	990円	590円	810円	1,330円	
30~34才	550円	900円	1,360円	780円	1,150円	1,860円	
35~39才	580円	1,100円	1,600円	840円	1,380円	2,150円	
40~44才	590円	1,350円	1,870円	870円	1,650円	2,430円	
45~49才	770円	1,880円	2,560円	1,100円	2,220円	3,210円	
50~54才	1,050円	2,410円	3,360円	1,470円	2,870円	4,210円	
55~59才	1,470円	3,630円	4,970円	2,040円	4,250円	6,140円	
60~64才	2,160円	6,240円	8,240円	3,000円	7,140円	9,970円	
65~69才	3,360円	8,840円	12,030円	4,660円	10,240円	14,650円	

弁護士費用 [オプション]	PB (個人型)	FB (家族型)
	日本国内における偶然な事故により被害(※)を被った被保険者が法律上の損害賠償請求を行った場合や法律相談を行った場合に支払う特約です	弁護士費用等保険金額 300万円 法律相談費用保険金 (10万円限度) 国内のみ補償
月払保険料 (年齢にかかわらず)	210円	

日常生活賠償 [オプション]	PJ (個人型)	FJ (家族型)	携行品損害補償 [オプション]	PH (個人型)	FH (家族型)
	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、また誤って電車等を運行不能にさせたりして、法律上の賠償責任を負われた場合を補償します	1億円 日本国内・海外とも補償 (一部国内のみ補償)		1億円 日本国内・海外とも補償 (一部国内のみ補償)	携行品損害 保険金額 外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど
月払保険料 (年齢にかかわらず)	100円		月払保険料 (年齢にかかわらず)	140円	210円

損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。



親の介護に備える

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

保険期間 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時 (1年間)

親介護補償プラン [親介護補償]



30%
割引!!

親介護補償プランは個人補償プラン[ケガの補償] (P0～P4セット) または家族補償プラン[ケガの補償] (F1～F5セット) へのご加入に加え、医療オプションプラン (S1～S3, L1～L3セット) へのご加入が必要です。

POINT 1

- 特約被保険者 (親介護一時金支払特約)、介護対象者 (親の介護による休業補償特約) となれる方の範囲は、アサヒグループにお勤めの方またはその配偶者の親御さまです。ご本人が要介護状態になった場合に補償する特約ではありませんので、ご注意ください。
- 親御さまの基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。

POINT 2

- 親御さまは、満84才まで補償の対象とすることができます。
- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけで、医師の診査等は不要です。(親御さまの健康状況によりご加入できない場合があります。)

親介護一時金 加入限度口数 1口

親介護一時金支払特約 親介護

介護のため一時的に必要な費用 (介護用品・住宅リフォーム費用等) に充当することを目的とした特約です。特約被保険者 (親) が次の要介護状態になり90日を超えて継続した場合、**親介護一時金額の全額**をお支払します。

- ① 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- ② 上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合



親介護一時金額

所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合

100万円

K1

親の介護による休業補償 加入限度口数 1口

親の介護による休業補償特約

次の要介護状態である親 (介護対象者) を介護するため、子 (被保険者) が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。子 (被保険者) が介護による休業を30日を超えて取得した場合に保険金をお支払いします。(てん補期間9か月)

- ① 公的介護保険金制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- ② 上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合

ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。

「親の介護による休業補償特約」について、配偶者の方が被保険者となる場合は、下記のすべてを満たす必要があります。

- ① 配偶者が会社に勤務していること (アサヒグループである必要はありません)
- ② 配偶者のお勤め先の就業規則等に介護休業の定めがあること
- ③ ②の規則等に基づいて介護休業を取得できること



親の介護による休業補償保険金額

介護休業を取得し、30日を超えた場合

10万円

K2

	K1:特約被保険者・ K2:介護対象者の年齢*	K1	K2
月払保険料 (特約被保険者・介護対象者) 1名あたり	40～44才	10円	10円
	45～49才	10円	10円
	50～54才	30円	20円
	55～59才	60円	40円
	60～64才	130円	90円
	65～69才	300円	210円
	70～74才	660円	460円
	75～79才	1,440円	1,000円
80～84才	3,670円	2,580円	

*20～39才の方を特約被保険者または介護対象者にされる場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

(注) アサヒグループにお勤めの方またはその配偶者の親御さま (医療オプションプランの被保険者1名につき最大2名まで) が特約被保険者、介護対象者になります。



ケガや病気で働くことができない時に備える

【保険期間】 2024年6月25日午後4時～2025年6月25日午後4時（1年間）

団体所得補償保険

[所得の補償]



30%
割引!!

- ケガや病気で就業できない(入院・自宅療養)間、その日数に応じて保険金をお支払いします!
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガでの就業不能・就業障害も補償します!
- 会社からの補償・健康保険・労災保険からの給付とは関係なく、保険金をお支払いします!
- 基本プランとリレープラン両方のご加入で、就業不能8日目から60才に達した日以降に迎える、アサヒグループホールディングス株式会社またはそのグループ会社が定める定年退職日までの長期間を補償します!
- 基本プランとリレープランの補償内容は同一ではありません。補償内容の詳細は、別冊9～11ページをご参照ください。

安心して働けます!

基本プラン

(所得補償保険)



リレープラン

(団体長期障害所得補償保険)



8日目～最長定年まで
ロング補償!!



基本プラン・リレープランはそれぞれ単独でご加入いただけます。

基本プラン (所得補償保険) (1口あたりの保険金額と月払保険料)

1年間
補償!

【てん補期間】 就業不能発生後8日目(免責期間7日間)から1年間

【加入限度口数】 50口 (注:平均月収(年間所得の1/12)の40%以内を目安にご加入ください。)

万一、保険金額が平均月収を超えるような口数でご加入された場合、超過部分については保険金をお支払いできません。

		SU	SW	SX
職種級別	職種級別 1級	一般事務、営業等	職種級別 2級 工場製造作業、研究職(危険物を取り扱う者は除く)、 機械器具修理、組立作業等	職種級別 3級 貨物自動車運転等
所得補償保険金額		10,000円/月		

1口あたりの 月払保険料 年令は保険始期日 (2024年6月25日) 時点での満年令	15～19才	39円	45円	53円
	20～24才	57円	66円	77円
25～29才	65円	74円	87円	
30～34才	80円	91円	108円	
35～39才	99円	114円	134円	
40～44才	124円	143円	167円	
45～49才	148円	171円	200円	
50～54才	172円	197円	232円	
55～59才	183円	211円	247円	
60～64才	193円	222円	260円	

*上記にないご職業の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

リレープラン (団体長期障害所得補償保険) (1口あたりの保険金額と月払保険料)

定年まで
補償!

【てん補期間】 就業障害発生後373日目(免責期間372日間)から下記まで

・60才に達した日^(※)以降に迎える、アサヒグループホールディングス株式会社またはそのグループ会社が定める定年退職日まで。

・ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者の場合、てん補期間を3年とします。

※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

【加入限度口数】 50口 (注:平均月収(年間所得の1/12)の50%以内を目安にご加入ください。)

万一、保険金額が平均月収を超えるような口数でご加入された場合、超過部分については保険金をお支払いできません。

経験損害率
による割引
50%
割引!!

		CY	CZ
性別		男性	女性
団体長期障害所得補償保険金額		10,000円/月	

1口あたりの 月払保険料 年令は保険始期日 (2024年6月25日) 時点での満年令	15～19才	27円	18円
	20～24才	27円	18円
25～29才	28円	24円	
30～34才	30円	31円	
35～39才	36円	44円	
40～44才	51円	68円	
45～49才	69円	90円	
50～54才	81円	97円	
55～59才	81円	85円	

平成27年度契約より、「リレープラン」について「経験損害率による割増引」を適用しております(今年度は割引率50%)。過去の実績(保険金ご請求実績等)により毎年割増引率の見直しを行います。



レジャー中のケガに備える

保険期間 2024年7月1日午後4時～2025年7月1日午後4時(1年間)

団体レジャー保険

[スポーツ・レジャー中等の事故の補償]



30%
割引!!

- 下記それぞれの保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。
- 補償内容の詳細は、別冊1～4ページ、14～16ページをご参照ください。

総合レジャー保険(団体総合生活補償保険(標準型)) 天災危険補償特約付

レジャーの種類に関わらず、スポーツ・レジャー中等(就業中のケガは対象外です。)のさまざまな事故を補償します!

			1
傷害保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額	旅行中、転んでケガをしてしまったときなど(地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償されます)	159.8万円
	傷害入院保険金日額		4,000円
	傷害手術保険金		入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の 5倍
	傷害通院保険金日額		2,000円
携行品損害保険金額	外出先でカメラを誤って落として壊してしまったときなど	20万円(免責金額:3,000円)	
受託物賠償責任保険金額	友人から借りたカメラを壊し、法律上の損害賠償責任を負われたときなど(日本国内で受託したものに限り)	10万円(免責金額:5,000円)	
日常生活賠償保険金額	買い物中、過って商品を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負われたときなど	1億円	
救援者費用等保険金額	旅行中のケガで入院し、家族が迎えに行くのに費用がかかったときなど	200万円	
年払保険料(年令にかかわらず)			9,320円

※被保険者(本人)となれる方の範囲は、2ページを参照ください。

ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険) ゴルフプレー中のみ補償

ゴルフプレー中のさまざまな事故を補償します!

			W	X	Y	A	B	
傷害保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額	ゴルフ場でゴルフプレー中にケガをしてしまったときなど	1,000万円	700万円	500万円	400万円	250万円	
	傷害入院保険金日額		15,000円	10,500円	7,500円	6,000円	3,750円	
	傷害手術保険金		すべて国内・国外補償	入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍				
	傷害通院保険金日額			10,000円	7,000円	5,000円	4,000円	2,500円
ゴルファー賠償責任保険金額	国内・国外補償	ゴルフプレー中、他の人にボールをぶつけてケガをさせたときなど	2億円	2億円	1億円	5,000万円	1,000万円	
ゴルフ用品保険金額	国内・国外補償	ゴルフ練習場で誤ってクラブを折ってしまったときなど	30万円	25万円	20万円	12万円	12万円	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	国内のみ補償	ホールインワンを達成し、祝賀会の費用がかかったときなど	50万円	45万円	—	30万円	—	
年払保険料(年令にかかわらず)			8,510円	7,140円	2,440円	4,470円	1,410円	

※免責金額はありません。

● 中途加入時の保険料(2024.7.1 始期契約用)

セット名	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	
総合レジャー保険	1	8,550円	7,760円	7,010円	6,220円	5,450円	4,680円	3,870円	3,100円	2,330円	1,560円	770円
ゴルファー向け保険	W	7,800円	7,090円	6,380円	5,670円	4,960円	4,260円	3,550円	2,840円	2,130円	1,420円	710円
	X	6,550円	5,950円	5,360円	4,760円	4,170円	3,570円	2,980円	2,380円	1,790円	1,190円	600円
	Y	2,240円	2,030円	1,830円	1,630円	1,420円	1,220円	1,020円	810円	610円	410円	200円
	A	4,100円	3,720円	3,350円	2,980円	2,610円	2,240円	1,860円	1,490円	1,120円	750円	370円
	B	1,290円	1,170円	1,060円	940円	820円	710円	590円	470円	350円	240円	120円

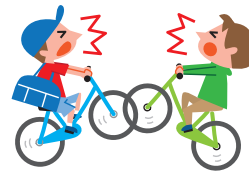


自転車事故に備える

団体総合生活補償保険(標準型)

保険期間 2024年7月1日午後4時~2025年7月1日午後4時(1年間)

団体自転車保険 [自転車事故のみ補償]



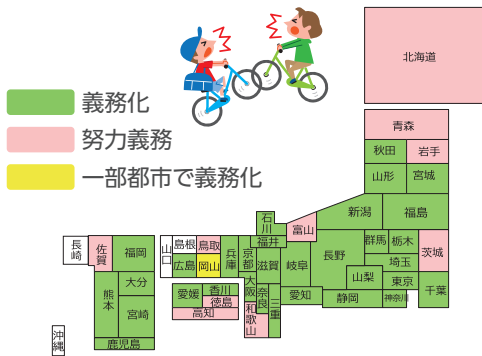
30%
割引!!

- ケガを補償する「団体傷害保険」を自転車事故に限定し、お手頃な保険料でご加入いただけるプランです!
- 自転車事故によるケガの補償に「日常生活賠償」を組み合わせ、近年話題の自転車による高額賠償事故にも対応。日常生活賠償はご本人のみの加入で、本人だけでなく配偶者や本人または配偶者の同居の親族・別居の未婚の子も補償されます! これらの方が責任無能力者であった場合には、別の取扱いがあります。詳しくは、別冊23ページをご覧ください。
- 「日常生活賠償」には、ご負担となる示談交渉をお引き受けする示談交渉サービスがついています(日本国内のみ)。

		JA	JB	JC	JD
傷害死亡・後遺障害保険金額	自転車運転中、転んでケガをしたときなど	200万円		100万円	
傷害入院保険金日額		4,000円		2,000円	
傷害手術保険金		入院中の手術 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術 傷害入院保険金日額の5倍			
傷害通院保険金日額		2,000円		1,000円	
おすすめ!! 日常生活賠償保険金額	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき	3億円	—	1億円	—
年払保険料(年齢にかかわらず)		2,150円	880円	1,570円	440円

※日常生活賠償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等をご確認し、特約の要否をご判断のうえ、ご加入ください。日常生活賠償の被保険者の範囲は、別冊23ページを参照ください。

あなたのお住まいの地域は自転車保険が義務化されていませんか?



自転車での加害事故によって高額賠償となった事例

判決認容額* **9,521万円**

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)

判決認容額* **9,266万円**

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線において歩行中の女性(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。
(東京地方裁判所 2008年6月5日判決)



出典:国土交通省 地方公共団体の条例の制定状況(令和5年4月1日現在)

※判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

● 中途加入時の保険料(2024.7.1 始期契約用)

セット名	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月
JA	1,970円	1,790円	1,610円	1,440円	1,250円	1,080円	900円	710円	540円	360円	180円
JB	810円	730円	660円	590円	510円	440円	370円	290円	220円	150円	70円
JC	1,440円	1,310円	1,180円	1,040円	920円	790円	650円	530円	390円	260円	130円
JD	400円	370円	330円	290円	260円	220円	180円	150円	110円	70円	40円



自動車事故に備える

団体扱自動車保険

25.0%
割引!!

●団体扱自動車保険には以下メリットがあります、この機会に是非加入をご検討ください。

POINT

1 団体扱自動車保険の4大メリット

大口団体割引※1
25%※2

メリット1

給与からの引去りで
払込みもラクラク!

保険料は保険始期月の2か月後から給与引去りとなりますので、ご契約時に現金は不要です。

メリット2

ご家族のおクルマにも
ご利用いただけます!

ご本人さま(従業員)と配偶者、ご本人・配偶者の同居の親族、ご本人・配偶者の別居の扶養親族が所有するお車が対象となります。

メリット3

団体扱自動車保険に替えて
等級は継承!

・一部、等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
・等級別の割増引率を「無事故」と「事故有」の2種類に分け、事故のなかった方とあった方では、同じ等級でも異なる割増引率が適用されます。

メリット4

万が一の事故のときも
24時間365日対応!

事故対応もサービスが万全。24時間365日、専門スタッフがお客様からの事故の連絡やご相談をお受けしています。

※1:令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年1月1日に見直されます。

※2:大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

POINT

2 ドライブレコーダー付 自動車保険で安心のカーライフを!



プレミアムドラレコ型



まずは
動画を
チェック!

三井住友海上のドラレコは“プレミアム”

万一の事故、衝撃を感知すると保険会社へ「自動通報」、
「通話機能」でオペレータと直接話せるのに加えて…

プレドラ ならではの高性能録画機能

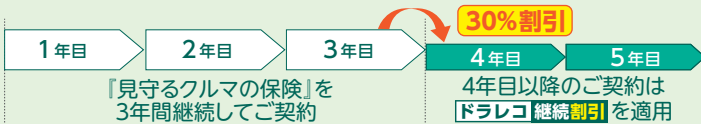
プレドラ ならではの事故時のサポート機能

プレミアムドラレコ型 特約保険料
〔ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約〕

月額810円(ドラレコ継続割引ありの場合 月額570円)

(注)団体扱12回払の場合。団体扱一括払の場合は、割引なし:年間9,220円、割引あり:年間6,460円です。

ドラレコ継続割引「見守るクルマの保険」を3年間(36か月間)ご継続いただいた場合、4年目以降のご契約から「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の特約保険料に対し、割引を適用します。



360°撮影

高画質な前後広角カメラで側方・後方を含めた360°を撮影・録画可能!

常時通報機能

ロードサービスや警察・消防の要請・事故受付が必要な場合は、いつでも専用安否確認デスクと通話可能!

駐車監視機能

駐車中の衝撃検知時も録画可能!駐車中の盗難・あて逃げ・いたずら対策にも安心!

車外持ち出し機能

車外の安全な場所から専用安否確認デスクと通話ができ、映像の撮影・送信等の操作も可能!

ご家族でこんな使い方もできます!

事前に登録した見守り者(指定連絡者)が万一の時にはドライバーの運転状況を見られるので安心!

走行ルートや運転診断結果がスマホから確認できます!

専用ドライブレコーダーの映像を送信することでスマホから確認できます!

見守り者(指定連絡者)

見守り者(指定連絡者)

見守り者(指定連絡者)

POINT

3 同居されている方必見!!

お父さんも、お母さんも、
お子さんも、おじいちゃんも、おばあちゃんも、

みんなまとめて割引でおトク♪
お気軽にご相談ください!

2台お持ちなら

3%
割引

3~5台お持ちなら

4%
割引

6台以上お持ちなら

6%
割引

「クルマの保険・家族割」の適用条件

1. 保険契約者が、2台以上のお車を一つの保険証券でまとめてご契約すること。
 2. 記名被保険者が次の①~③に該当すること。
 - ①保険契約者 ②保険契約者の配偶者 ③「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族
- (注)大口団体割引は、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年1月1日に見直されます。大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。
- 保険契約者を同一とし、かつ記名被保険者が上記の①~③に該当し、次の条件をすべて満たす契約が2契約以上ある場合には、1つの保険証券でまとめて契約されたものとみなして、それらの契約に「クルマの保険・家族割(ノンフリート多数割引)」を適用します。
- 取扱代理店がそれぞれ同一であること。○保険証券の始期日および満期日がそれぞれ同一であること。



火災・自然災害に備える

団体扱火災保険

10%
割引!!

●近年多発する自然災害への備えはお済ですか?この機会に是非加入をご検討ください。

POINT
1



大口団体割引
10%^(※1)が適用されます!

(注)大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

POINT
2



団体扱だから
5%の割増無し^(※2)で
分割払が可能です!

POINT
3



月々の保険料は
給与引去りなので
便利です!

(※1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に保険始期日があるご契約に適用されます(ただし、地震保険には適用されません。)。大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年1月1日に見直されます。

(※2) 団体扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払とできますので、団体扱以外のご契約と比べて割安です。また、団体扱一括払の場合、団体扱以外のご契約の一括払保険料と比べて、保険料が5%も割安です(ただし、地震保険には適用されません。)

水災

河川の近くはもちろんのこと、それ以外にお住まいの場合であっても**大雨による土砂崩れ、大雪後の融雪洪水、台風による高潮、想定以上の降雨量による内水氾濫**^(※)など、ほぼすべての地域において水災の危険があります!!

(※) 雨水処理能力を超える集中豪雨等により、堤防の内側にある水(内水)により発生する水災をいいます。

建物や家財の
損害に加え、
**取片づけや
清掃費用等も
かかるため
復旧費用が高額に**



集中豪雨による土砂崩れで建物に大きな被害が発生した。(広島県2014年)

損害額 約2,500万円

台風により河川が氾濫。建物と家財が水没し、大きな被害が発生した。(茨城県2015年)

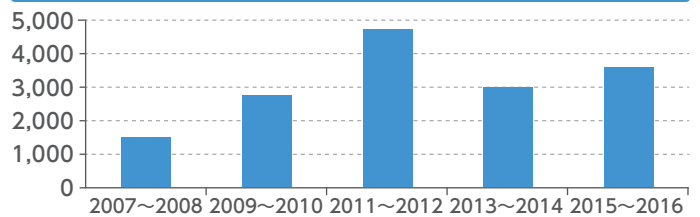
損害額 約3,000万円

集中豪雨によりアパートが床上浸水、建物に大きな被害が発生した。(愛知県2011年)

損害額 約900万円



一般資産水災被害額の推移(単位:億円)



データ出典(写真含む):国土交通省

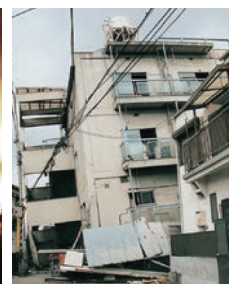
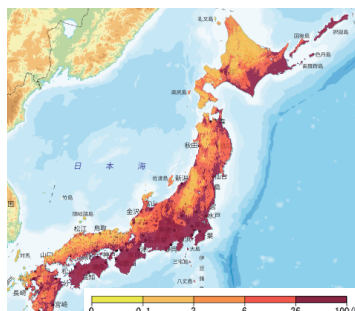
地震

地震による**建物の倒壊**だけでなく、**地震による火災や津波・噴火による被害は火災保険だけでは補償されません**。今後「南海トラフ巨大地震」や「首都直下地震」などの大地震の発生も想定されており、地震に対する備えが必要です!!



太平洋側を中心に**高い確率で震度5強以上の揺れ**が発生すると予測されています

30年間に震度5強以上の揺れに見舞われる確率(2018年度版)



データ出典(写真含む):防災科学技術研究所、総務省消防庁



エース & LIFE 医療保険Aセレクトのご

短期の
入院でも安心!



保障は
一生涯!



豊富な
オプション!



簡単な
告知で申込可能!



基本プラン

保険期間・保険料払込期間 終身

主契約 ■入院給付金日額: 3,000円 ■支払限度の型: 30日型 ■八大疾病入院無制限給付特則 ■初期入院10日給付特則
■手術給付金の型: 手術I型

特約 先進医療特約(無解約返戻金型) / 通院給付特約(無解約返戻金型) (18) / 入院一時給付特約(無解約返戻金型) (22)

主契約

病気やケガによる入院・手術等を一生保障!

- 病気やケガにより入院されたとき、**日帰り入院から入院10日目まで一律10日分3万円**入院11日目以降1日につき3,000円をお受け取りいただけます。^{※1}
- 八大疾病**による入院の場合、疾病入院給付金が1回の入院・通算ともに**支払限度日数無制限**^{※2}
- 病気やケガにより手術を受けられたとき、入院中の手術は1回につき3万円、外来での手術は1回につき1.5万円をお受け取りいただけます。



先進医療特約(無解約返戻金型)

先進医療を受けられたときも保障!

先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費をお受け取りいただけます。(保険期間通算2,000万円限度)^{※3,※4}



通院給付特約(無解約返戻金型) (18)

退院後の通院にしっかり備える!

退院後、約款所定の通院による治療を受けられたとき、お受け取りいただけます。(3,000円×受療日数)^{※5,※6,※7,※8}



入院一時給付特約(無解約返戻金型) (22)

入院に一時金でしっかり備える!

病気やケガにより入院されたとき、一時金5万円をお受け取りいただけます。^{※9}



NEW!!

入院一時給付金額 **5万円**

オプション

ガン診断給付特約(無解約返戻金型) (18)

ガンにより一時的にかかる費用にしっかり備える!

ガン給付責任開始期以後に初めてガン(上皮内ガンを含む)と診断確定されたとき、およびその後1年以上経過してガンにより入院されたとき(再発・転移を含む)一時金50万円をお受け取りいただけます。^{※10}

ガン診断給付金額 **50万円**

抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型) (18)

抗ガン剤治療にしっかり備える!

ガン(上皮内ガンを含む)の治療を目的として、抗ガン剤治療を受けられた月ごとに10万円をお受け取りいただけます。^{※10,※11,※12}

抗ガン剤治療給付金月額 **10万円**

三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型) (18)

三大疾病(ガン・心疾患・脳血管疾患)による入院にしっかり備える!

三大疾病で入院されたとき、およびその後1年以上経過してそれらの病気で入院されたとき、一時金30万円をお受け取りいただけます。^{※10}

三大疾病入院一時給付金額 **30万円**

女性疾病給付特約(無解約返戻金型) (18)

ガン(上皮内ガンを含む)や女性特有の病気、女性に多い病気の入院・手術等にしっかり備える!

約款所定の女性疾病で入院されたとき、日帰り入院から入院10日目まで一律10日分2万円入院11日目以降1日につき2,000円をお受け取りいただけます。^{※1}

女性疾病入院給付金日額 **2,000円**

※「&LIFE 医療保険Aセレクト」は「医療保険（無解約返戻金型）（22）無配当」の販売名称です。



&LIFE 医療保険Aセレクト保険料表（月払・団体A扱）*

●基本プラン保険料と各オプション保険料を合計した金額が、お支払いいただく保険料となります。

*団体扱の対象外となり保険料が異なる場合があります。

男性	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
基本プラン 主契約および先進医療特約（無解約返戻金型） 通院給付特約（無解約返戻金型）（18） 入院一時給付特約（無解約返戻金型）（22）	1,399円	1,536円	1,721円	1,963円	2,275円	2,667円	3,161円	3,761円
オプション ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）	421円	490円	581円	702円	859円	1,062円	1,322円	1,643円
オプション 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）	362円	430円	521円	643円	804円	1,014円	1,285円	1,634円
オプション 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）	404円	471円	558円	674円	825円	1,008円	1,224円	1,487円

女性	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
基本プラン 主契約および先進医療特約（無解約返戻金型） 通院給付特約（無解約返戻金型）（18） 入院一時給付特約（無解約返戻金型）（22）	1,651円	1,780円	1,859円	1,938円	2,087円	2,332円	2,646円	3,036円
オプション ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）	442円	502円	577円	670円	772円	864円	960円	1,085円
オプション 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）	608円	730円	892円	1,098円	1,341円	1,565円	1,726円	1,857円
オプション 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）	395円	447円	511円	593円	689円	788円	907円	1,055円
オプション 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）	272円	280円	276円	260円	254円	260円	274円	306円

簡単な3つの告知(男性は2つ)で医療保険にお申し込みができます!!

基本プラン をご希望の場合は質問①、②、③がすべて「いいえ」ならお申込みいただけます。

- 告知日現在、病気やけがで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。
- 告知日より過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。
- 告知日現在、妊娠していますか。(女性のみ)

オプション の特約をご希望の場合は追加で告知が必要です。

*お申込み時の告知がすべて「いいえ」の場合でも、申込歴や給付金支払歴等によっては、お引受けできない場合があります。

*責任開始期前に生じた病気やケガにより、入院・手術等をされた場合、入院給付金・手術給付金等はお支払いできません。

ただし、以下のときは責任開始期以後に発生した原因によるものとみなし、入院給付金・手術給付金等をお支払いします。

・責任開始期前に、被保険者さまが原因となった病気やケガについて医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その原因となった病気やケガによる症状について、ご契約者、または、被保険者さまが認識または自覚していた場合を除きます。

※1 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無等を参考にして判断します。

※2 八大疾病とは、ガン、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患・大動脈瘤等、糖尿病、肝疾患、腎疾患、脾疾患をいいます。

※3 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。

※4 先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。

※5 主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間(支払対象期間)中に、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として通院されたとき、通院給付金をお支払いします。

※6 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。

※7 美容上の処置による通院、異常分娩以外の分娩による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取りのみの通院等は通院給付金のお支払対象外です。

※8 通院給付金のお支払いは、1回の入院につき30日、保険期間を通じて1,095日を限度とします。

※9 入院一時給付金のお支払いは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる1回の入院につき、1回を限度とします。

※10 責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。

※11 同一の月に2回以上抗ガン剤治療をされた場合は、その月の最初に受けた抗ガン剤治療がお支払対象となります。

※12 抗ガン剤治療給付金のお支払いはお支払事由に該当する月を通算して120日を限度とします。

*保険料払込期間中に解約された場合には、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。

*各特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

*生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

○個人情報の取扱いについて

お客さま情報は各種保険商品やサービスのご案内・ご提供のために利用することがあります。このため上記の情報を三井住友海上あいおい生命保険(株)に提供することがあります。

詳細は裏表紙記載の代理店へお問い合わせください。



銀泉の 生命保険商品ラインアップ

(注) 全ての取扱商品を記載してはおりません。保険会社の都合等により販売を中止する場合もございます。詳しくは担当者までお問い合わせください。

ニーズ	保険の種類	商品名	引受保険会社名(50音順)
医療保障 病気やケガによる入院・手術等に備えたい	医療	医療保険 EVER Prime	アフラック生命保険株式会社
		CURE Next[キュア・ネクスト]	オリックス生命保険株式会社
		健康をサポートする医療保険 健康のお守り	SOMPOひまわり生命保険株式会社
		終身医療保険プレミアムZ	チューリッヒ生命保険株式会社
		メディカルKit NEO	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		ネオdeいりょう	ネオファースト生命保険株式会社
		はなさく医療	はなさく生命保険株式会社
		&LIFE 医療保険 A ^{エース} セレクト	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		新メディフィット A(エース)	メディケア生命保険株式会社
	緩和型	CURE Support Plus[キュア・サポート・プラス]	オリックス生命保険株式会社
		メディフィット Re(リリーフ)	メディケア生命保険株式会社
がん保障 がんの保障を充実させたい	がん	「生きる」を創るがん保険 WINGS	アフラック生命保険株式会社
		FWDがんベスト・ゴールド	FWD生命保険株式会社
		健康をサポートするがん保険 勇気のお守り	SOMPOひまわり生命保険株式会社
		終身ガン治療保険 プレミアムZ	チューリッヒ生命保険株式会社
		メディフィットがん保険	メディケア生命保険株式会社
就業不能保障 働けなくなったときの事態に備えたい	就業不能	くらすプラスZ	チューリッヒ生命保険株式会社
		あんしん就業不能保障保険	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		&LIFE くらしの応援ほけん	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
介護保障 介護が必要となる事態に備えたい	介護	アフラックのしっかり頼れる介護保険	アフラック生命保険株式会社
		笑顔をまもる認知症保険	SOMPOひまわり生命保険株式会社
		あんしんねんきん介護	東京海上日動あんしん生命保険株式会社

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり／約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

弊社が取り扱う生命保険会社26社は以下の通りです。(2023年10月2日現在) <50音順>

- ・アクサ生命保険株式会社
- ・アフラック生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・FWD生命保険株式会社
- ・オリックス生命保険株式会社
- ・ジブラルタ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・ソニー生命保険株式会社
- ・SOMPOひまわり生命保険株式会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・大樹生命保険株式会社
- ・大同生命保険株式会社
- ・チューリッヒ生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・はなさく生命保険株式会社
- ・富国生命保険相互会社
- ・フコクしんらい生命株式会社
- ・プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
- ・マニユライフ生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社
- ・メディケア生命保険株式会社

ニーズ	保険の種類	商品名	引受保険会社名(50音順)	
死亡保障	終身	RISE[ライズ]	オリックス生命保険株式会社	
		一生のお守り	SOMPOひまわり生命保険株式会社	
		こだわり終身保険v2	マニユライフ生命保険株式会社	
		& LIFE 終身保険(低解約返戻金型)	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
	外貨建	Candle[キャンドル]※ Candle Wide[キャンドル・ワイド]※	オリックス生命保険株式会社	
		米国ドル建終身保険 PG※ 米国ドル建終身保険 PG(介護プラン)※	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	
	緩和型	アフラックの終身保険 どなたでも	アフラック生命保険株式会社	
		RISE Support Plus[ライズ・サポート・プラス]	オリックス生命保険株式会社	
	一定期間の保障を手厚く準備したい	定期	FineSave[ファインセーブ]	オリックス生命保険株式会社
			定期保険プレミアム DX 定期保険プラチナ	チューリッヒ生命保険株式会社
スマートあんしん定期			東京海上日動あんしん生命保険株式会社	
のこされた家族の毎月の生活費を確保したい	収入保障	FWD収入保障	FWD生命保険株式会社	
		Keep[キープ]	オリックス生命保険株式会社	
		じぶんと家族のお守り	SOMPOひまわり生命保険株式会社	
		メディフィット収入保障	メディケア生命保険株式会社	
三大疾病保障	三大疾病	With[ウィズ]	オリックス生命保険株式会社	
		ネオdeとりお	ネオファースト生命保険株式会社	
老後保障	個人年金	たのしみ未来	住友生命保険相互会社	
		個人年金保険	日本生命保険相互会社	
	外貨建	こだわり個人年金※	マニユライフ生命保険株式会社	
子供の保障	学資	たのしみ未来学資積立プラン	住友生命保険相互会社	
		みらいのつばさ	富国生命保険相互会社	

※①所定の費用・手数料がかかります。②為替リスクがあります。
③保険金などの受取時の円換算額が、保険料などの払込時の円換算額の累計を下回り損失が生じるおそれがあります。

お問い合わせ先(募集代理店)

銀泉株式会社 アサヒグループ担当の下記窓口

✉ asahi-cp@ginsen-gr.co.jp

※営業時間 平日9:00~17:00



東京アサヒグループ担当

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20
汐留ビルディング17階

☎ 0120-056-334 (無料)

大阪アサヒグループ担当

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-2

☎ 0120-076-667 (無料)



万が一、事故が起きたり、ケガをされたり、
病気になられた場合は、ご連絡ください。

自動車保険

三井住友海上事故受付センター

☎ 0120-258-365

火災保険

三井住友海上事故受付センター

☎ 0120-258-189

傷害保険

三井住友海上事故受付センター

☎ 0120-258-189

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



引受保険会社

団体傷害保険、団体所得補償保険(リレープラン)、団体レジャー保険、団体自転車保険

<幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6642

<非幹事保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体所得補償保険(基本プラン)、医療オプションプラン・親介護補償プラン

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6642

医療保険Aセレクト

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 東京企業第一営業部 営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-3306

アサヒグループ役員・従業員の
皆さまへ

団体保険制度 [別冊]

- 団体総合生活補償保険(標準型)
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)
- 所得補償保険
- 団体長期障害所得補償保険
- 団体総合生活補償保険
(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険))

～必ずお読みください～

保険金をお支払いする場合・
保険金のお支払額・
保険金をお支払いしない主な場合

≫ 1 ページ～16 ページ

ご加入にあたって
ご注意いただきたいこと

≫ 17 ページ～18 ページ

保険金をお支払いする場合に
該当したとき

≫ 19 ページ

ご加入内容確認事項

≫ 20 ページ

健康状況告知書ご記入のご案内

≫ 21 ページ～22 ページ

重要事項のご説明

≫ 23 ページ～30 ページ

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、本別冊12～13ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

団体総合生活補償保険(標準型)(団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ)によって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。		$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。		$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 (注) 団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	① 入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガについては①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。		
			家族型への変更に関する特約をセットする場合	
			上記に追加される事由	
			上記から除外される事由	
			団体自転車保険	
			上記に追加される事由	
			上記から除外される事由	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 傷害保険金	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、通院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [※] を固定するために医師 [※] の指示によりギプス等 [※] を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 (注2)団体自転車保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされているため、自転車事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院 [※] に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	前記傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 [※] 、同居の親族および別居の未婚 [※] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} +$ $\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} -$ $\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} -$ $\text{免責金額}^*(0円)$ (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、本別冊11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (次ページへ続く)	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^*(1回の事故につき3,000円)$ (注1)損害の額は、再調達価額 [※] によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格差損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (次ページへ続く)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[※]の故意による損害 ●自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価値保険特約 (携行品損害補償特約用)セット	(前ページからの続き) (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	(前ページからの続き) (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊11ページの「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など
救援者費用等 保険金 ★救援者費用等補償特約	救援対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*が費用を負担された場合 ①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 (*1)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。	救援者費用等の額 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者*の現地* ^(*1) までの1往復分の交通費(救援者2名分まで) ^(*2) ウ. 救援者の現地* ^(*1) および現地* ^(*1) までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(*2) エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地* ^(*1) から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地* ^(*1) において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*1)事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 (*2)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病氣*または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物* ^(*1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊* ^(*2) ・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、本別冊11ページの「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・ (次ページへ続く)	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額* ^(*) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額*(1回の事故につき5,000円) (*1)被害受託物の時価額が限度となります。 (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (次ページへ続く)	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 (次ページへ続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任 補償特約	(前ページからの続き) 法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、本人またはその配偶者として)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	(前ページからの続き) (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●本別冊11ページの「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など
弁護士費用等 保険金・法律相談 費用保険金 ★弁護士費用特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(*) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(*) を被った被保険者が、法律相談 ^(*) を行った場合 (*1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊 ^(*) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (*2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等 ^(*) の額 ^(*) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用 ^(*) の額 ^(*) (*1)1事故 ^(*) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (*2)1事故 ^(*) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後次に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者*から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談*を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用財産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約(団体傷害保険、団体レジャー保険(総合レジャー保険))	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(団体傷害保険:F1～F5セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。
就業中の傷害危険対象外特約(団体レジャー保険(総合レジャー保険))	職業または職務に従事している間のケガ*に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。
熱中症危険補償特約(団体傷害保険:P0～P4セット、F1～F5セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いします。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) (医療オプションプラン・親介護補償プラン)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] (1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (120日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害^(*)およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^{(*)2} ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^{(*)2} ● 妊娠または出産(「療養の給付」等^{(*)3})の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^{(*)4}(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に手術 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に手術 [*] を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (1,095日)中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に放射線治療 [*] を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 [*] (30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (次ページへ続く)	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

疾病保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照		(前ページからの続き) (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前記疾病入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。								
疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2) 左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。 ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。								
疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約 セット 本別冊9ページ (☆)参照	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	疾病長期入院時保険金額の全額 (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(120日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。 ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。								
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限り、) <table border="1" data-bbox="320 1205 600 1693"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1205 448 1238">支払事由</th> <th data-bbox="448 1205 600 1238">支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1238 448 1451">がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)^{(*)1}により診断された場合に限り、</td> <td data-bbox="448 1238 600 1451">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1451 448 1570">急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td data-bbox="448 1451 600 1570">その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1570 448 1693">脳卒中を発病したこと。</td> <td data-bbox="448 1570 600 1693">その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> (*1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中 ^{(*)2} を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。(次ページへ続く)	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^{(*)1} により診断された場合に限り、	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り、 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	前記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^{(*)1} により診断された場合に限り、	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待機 期間不設定型) 特約	(前ページからの続き) ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。		
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*4) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*3)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●本別冊5ページ疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなる時でも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●本別冊11ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●本別冊11ページの「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>親介護一時金</p> <p>親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者^(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)^(*)となり、90日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は本別冊19ページの<代理請求人について>をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等^(*)の無資格運転、酒気帯び運転^(*)中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療^(*)を目的として医師^(*)がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱^(*)、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群^(*)、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(*) など <p>(注)保険期間の開始時^{(*)1}より前に要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*)1この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2公的介護保険制度^(*)を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>
<p>介護による休業補償保険金</p> <p>★親の介護による休業補償特約</p>	<p>保険期間中に、要介護状態(要介護3以上の状態)^(*)である介護対象者^(*)を介護するために、被保険者が介護による休業^(*)を30日(免責期間^(*))を超えて取得した場合</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】介護による休業を補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護による休業 × てん補期間内介護による休業期間^(*)の月数</p> <p>(注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額^(*)を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2)休業中に得られる定期所得^(*)があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注4)免責期間^(*)を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者^(*)の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。</p> <p>(注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものととして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。</p> <p>(注6)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、介護対象者^(*)または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等^(*)の無資格運転、酒気帯び運転^(*)中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療^(*)を目的として医師^(*)がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱^(*)、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群^(*)、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(*) など <p>(注)保険期間の開始時^{(*)1}より前に要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。</p> <p>(*)1この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2公的介護保険制度^(*)を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
女性特定疾病2倍支払特約 (L1,L2,L3セット)	被保険者の病気 [*] が特約記載の女性特定疾病 [*] であるとき、その治療 [*] を目的とする入院 [*] および通院 [*] の期間ならびに手術 [*] および放射線治療 [*] に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・疾病退院時一時金 ・疾病長期入院時保険金
保険金の請求に関する特約 (L1,L2,L3セット)	被保険者が医師 [*] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注) 被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・女性特定疾病 [*]

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償する加入タイプ^(*)に継続加入の場合、被保険者が疾病入院^(*)の原因となった病気^(*)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(*)を発病した時が、その病気による入院^(*)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1) 疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*)2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)3) 疾病入院^(*)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

所得補償保険(団体所得補償保険(基本プラン))

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ [*] 、病気 [*] または骨髄採取手術 [*] により就業不能 [*] となり、その状態が免責期間 [*] (7日)を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \text{就業不能期間}^{\ast} \text{の月数}^{\ast} + \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}$ $\text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ <p>(*)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額[*]を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ[*]または病気[*]により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]や病気[*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ● 自動車等[*]の無資格運転または酒気帯び運転[*]中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[*] ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*)やケガ(加入者証等に記載されます。) ● 精神障害^(*)を被り、これを原因として発生した就業不能[*] ● 妊娠または出産による就業不能 ● 骨髄採取手術[*]による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 <p>(注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発病[*]した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*)1) その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。 (*)2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*)3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し返れい金をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(自動セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

(☆)【再度就業不能*となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

団体長期障害所得補償保険(団体所得補償保険(リレープラン))

お支払いする保険金のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。

(*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額*} \times \text{所得喪失率*} \times \text{約定給付率* (100\%)}$ <p>(注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(50万円)を限度とします。</p> <p>(注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>(注3)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が、平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>(注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>(注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害</p> <p>③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*^(*)</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*^(*)</p> <p>⑧被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガ*による就業障害</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*^(*)</p> <p>(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償保険金		<p>(前ページからの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額^(*) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額^(*)を限度とします。 <p>(*) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>(前ページからの続き)</p> <p>⑩被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑪発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害^{(*)4} など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気^{(*)5}等(加入者証等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(*)1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*)2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(*)3 お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害など</p> <p>(*)4 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>(*)5 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p>

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」／補償対象外となる主な「受託物」	
<p>補償対象外となる運動等</p> <p>山岳登山^{(*)1}、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機^{(*)2}操縦^{(*)3}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^{(*)4}搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>(*)1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(*)2 グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*)3 職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*)4 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	
<p>補償対象外となる職業</p> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p style="text-align: right;">その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>	
<p>補償対象外となる主な「携行品」</p> <p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。)、およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
<p>補償対象外となる主な「受託物」</p> <p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀、垣、物置、車庫その他の付属建物</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

※印の用語のご説明

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救護者費用等補償特約	救護対象者 [*] 以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者 [*] または償付対象者 [*] 以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日^(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気^{*}(これと医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
(*) 疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態(要介護3以上の状態)^{*}である介護対象者^{*}を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第11条に定める休業^(*)をいいます。
(*) これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護3以上の状態)となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間を含みません。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「回復所得額」とは、免責期間^{*}開始以降に業務に復帰して得た所得^{*}の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシース、ギプスシャーレ、シースその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等)を含めません。
- 「救護者」とは、救護対象者^{*}の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救護対象者の親族^{*}(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救護対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨)をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等^{*}の固定具を装着した場合に限ります。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術を

いいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- 「最高保険金支払月額」とは1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自転車」とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(ルールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。
- 「自転車事故」とは、次の事故をいいます。
①自転車^{*}に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故
②運行中の自転車と他の衝突、接触
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{1}{10}$ あたり保険金額 \times 加入口数によって算出した額となります。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。
適用される保険金の名称・疾病入院保険金・疾病通院保険金
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院^{*}が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
適用される保険金の名称・疾病入院保険金・疾病通院保険金
- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害^{*}を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間^{*}開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率^{*}が20%超であることをいいます。免責期間^{*}中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ^{*}または病気^{*}を被り、入院^{*}していることまたは治療^{*}を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術^{*}の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間^{*}内における被保険者の就業不能^{*}の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術^{*}の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^(*)に該当する診療行為^(*)
(*) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*) ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りま。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。
一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん(悪性新生物)^{*}、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能

能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょにかかわる病気

など特約記載の病気

- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「身体障害」とは、傷害(ケガ)といいますが、および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「他の保険契約等」とはこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。団体所得補償保険(リレープラン)においては、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。親介護補償プランにおいては、介護による休業保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間*内における介護による休業*の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。
 - ①介護対象者*が要介護状態(要介護3以上の状態)*に該当しなくなった場合
 - ②被保険者が離職*(*)した場合(*)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者が発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 「発病」とは、医師*の診断(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。(団体総合生活補償保険の場合は以下を追加します。)なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間定期所得額」とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「平均月間所得額」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を

目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。団体所得補償保険(リレープラン)においては、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(**)})}{12(\text{か月})}$$

(*)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。

(**)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
 - 「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
 - ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬*(*)、司法書士報酬*(*)または行政書士報酬*(*)
 - ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用(*)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
 - (*)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
 - 「法律相談」とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為(4)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。
 - ①弁護士が行う法律相談
 - ②司法書士が行う相談*
 - ③行政書士が行う相談*(*)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
 - 「法律相談費用」とは、法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
 - 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 - 「免責期間」とは、団体所得補償保険(基本プラン)においては、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。団体所得補償保険(リレープラン)においては、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。親介護補償プランにおいては、支払いの対象とならない期間をいい、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
- 適用される保険金の名称・介護による休業補償保険金**
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
 - 「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。
 - 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険))

※印を付した用語については、本別冊16ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(*) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限りです。)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (0円) (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷害後遺障害保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ●入浴中の溺水 [*] (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害入院保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [*] (180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など
傷害手術保険金 ★ ゴルファー傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内 [*] におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ [*] の治療 [*] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [*] (180日)中に手術 [*] を受けられた場合	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [*] によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★ゴルフ 傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	前記傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品(※)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (※)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを受容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入りする造園業者・工事業者 など </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態だけを目視した場合は、「目撃」には該当しません。 </div> ②達成証明資料(※1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 (次ページへ続く)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (次ページへ続く)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	(前ページからの続き) ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	(前ページからの続き) (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険))

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブ्रेस等は含まれません。)をいいます。
- 「顎(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合作りに限ります。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料的施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料的施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

- 「適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金」
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。
- 「適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金」
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為^(※2)
- 「(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
- 「(※2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目撃せず、達成後にボールがカップインした状態だけを目撃した場合は該当しません。

ご加入にあたってご注意いただきたいこと

全保険共通

●この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険加入者より加入をご案内しています。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

●この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特別約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数・就業不能期間・就業障害である期間・ゴルファー傷害補償特約の通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●<税法上の取扱い>(2023年12月現在)

医療オプションプラン・親介護補償プラン(親介護一時金)・団体所得補償保険の場合、払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン、団体所得補償保険、 団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

団体傷害保険と団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険は、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また団体所得補償保険・医療オプションプランは、保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。親介護補償プランは、保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

団体レジャー保険(ゴルフ向け保険)

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

団体傷害保険、団体所得補償保険(リレープラン)、団体レジャー保険、団体自転車保険

- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険(幹事会社)	引受割合	96.8%
あいおいニッセイ同和損害保険	//	3.2%

※医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)は三井住友海上の単独引受となります。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

全保険共通

●<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(**)を終えて保険金をお支払いします。^(***)

(*) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(**) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(***) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 死亡診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 休業・所得証明書
 - 所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金等、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約およびゴルファー賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約およびゴルファー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は^(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

(注) ネットで加入手続きされる方は、「加入申込票」を「申込画面」に、「記入」を「入力」に読み替えてください。

ご加入内容確認事項

全保険共通

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまをご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆ 「複数の方を保険の対象にするセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆ 「所得補償保険(団体所得補償保険・基本プラン)・GLTD[団体長期障害所得補償保険(定額型) (団体所得補償保険・リレープラン)のセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%(団体所得補償保険・基本プラン)、50%(団体所得補償保険・リレープラン)以下となるようなセットまたは口数でお申込みされていますか？
- ◆ 「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>
 (*) 団体所得補償保険(基本プラン(所得補償保険))においては、保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。団体所得補償保険(リレープラン(団体長期障害所得補償保険))においては、支払基礎所得額の増額等、補償を拡大することをいいます。医療オプションプラン・親介護補償プランにおいては、保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

① 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 医療オプションプランの場合、告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

親介護補償プランの場合

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)がご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、介護対象者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 先進医療費用保険金補償特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)

・「所得補償保険」「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
 ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

⑤ 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

医療オプションプラン・親介護補償プラン

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(**) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病退院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(**) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(**) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

② 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

④ 健康に関する告知が必要な方

医療オプションプラン・親介護補償プラン

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)	回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
	質問1	質問2	質問3
疾病補償	○	○	×
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、右記の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

特約の名称	お取扱い
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (※4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

団体所得補償保険(基本プラン(所得補償保険))

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(※1)より前に発病した病気^(※2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

団体所得補償保険(リレープラン(団体長期障害所得補償保険))

ご加入をお引受けした場合でも、加入日^(※1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^(※2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- (※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

⑦ その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

医療オプションプラン・親介護補償プラン

継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかの取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。(右記にづく)
疾病退院時一時金補償特約	

特約の名称	お取扱い
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと)用特約	(左記からのづく) 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 <告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約(親介護)	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

健康状況告知書質問事項回答欄(被保険者本人用)		
質問1	質問2	質問3
506 疾病コード (はい) 3	507 疾病・症状名(カナ) (はい) 3	特定疾病対象外欄 三住 太郎
508 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	509 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎

※告知者ご署名欄
告知者(ご本人)の署名欄に本人が署名してください。告知者(ご本人)の年令が満13未満の場合は、保護者のうち一人の方が署名してください。
LWR 告知日
令和 5 年 10 月 1 日 三住 太郎

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)

継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。

(※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

▼基本プラン

健康状況告知書質問事項回答欄(※)		
質問1	質問2	特定疾病対象外欄
506 疾病コード (はい) 3	507 疾病・症状名(カナ) (はい) 3	特定疾病対象外欄 三住 太郎
508 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	509 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎

※告知者ご署名欄
告知者(ご本人)の署名欄に本人が署名してください。告知者(ご本人)の年令が満13未満の場合は、保護者のうち一人の方が署名してください。
LWR 告知日
令和 5 年 10 月 1 日 三住 太郎

▼リレープラン

健康状況告知書質問事項回答欄(※)		
質問1	質問2	特定疾病対象外欄
506 疾病コード (はい) 3	507 疾病・症状名(カナ) (はい) 3	特定疾病対象外欄 三住 太郎
508 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	509 疾病・症状名(カナ) (はい) 4	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎

※告知者ご署名欄
告知者(ご本人)の署名欄に本人が署名してください。告知者(ご本人)の年令が満13未満の場合は、保護者のうち一人の方が署名してください。
LWR 告知日
令和 5 年 10 月 1 日 三住 太郎

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



重要事項のご説明

契約概要のご説明

団体傷害保険、医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体レジャー保険（総合レジャー保険）、団体自転車保険、団体所得補償保険（基本プラン・リレープラン）
（団体総合生活補償保険（標準型）（MS&AD 型）、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体所得補償保険（団体長期障害所得補償保険（リレープラン））においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

団体傷害保険・団体レジャー保険（総合レジャー保険）
団体自転車保険（団体総合生活補償保険（標準型））

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって加入プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	ー	ー
家族型 ^(※1)	○	○	○

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

	保険金が支払われる事故 (○：補償対象 ×：補償対象外)		
	右記以外	交通事故	自転車に搭乗中の事故、 運行中の自転車との衝突、 接触による事故
特約セットなし	○	○	○
特約セット 自転車 搭乗中等のみ 補償特約	×	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者
受託物賠償責任 補償特約	(c) 同居の親族（本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、 本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、 本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救済者費用等補償特約	(a) 保険契約者（申込人） (b) 救済対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）
弁護士費用特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、 本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、 本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子）

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (※2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

医療オプションプラン・ 親介護補償プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD 型））

この保険は、被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満1才以上69才以下の方
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償 (90日ごと用)特約	
先進医療費用保険金補償特約	
親介護一時金支払特約（親介護）	本人 ^(※) の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人 ^(※) (注) 介護対象者（介護を受ける方）の範囲は、本人の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (※) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン) (所得補償保険・団体長期障害所得補償保険)

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能または就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	<所得補償保険(基本プラン)> 現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上64才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。 <団体長期障害所得補償保険(リレープラン)> 働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は本別冊1~13ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

本別冊1~13ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本別冊1~13ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊1~13ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の[2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)]<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険<団体総合生活補償保険(標準型)>医療オプションプラン・ 親介護補償プラン<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット7~12ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

団体所得補償保険(基本プラン)(所得補償保険)

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット10ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレット10ページの保険金額欄および加入申込票等にてご確

認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):50%^(*)

(*)公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

2 保険料

保険料は下記によって決定されます。

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・ 団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「自転車搭乗中等のみ補償特約」および「就業中の傷害危険対象外特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

医療オプションプラン・ 親介護補償プラン(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

団体所得補償保険(基本プラン)(所得補償保険)

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いいただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット4ページをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(団体所得補償保険(リレープラン)を除く)

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の[7. 解約と解約返れい金]をご参照ください。

6 無事故戻し返れい金

団体所得補償保険(基本プラン)(所得補償保険)

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明

団体傷害保険、医療オプションプラン、親介護補償プラン、団体レジャー保険(総合レジャー保険)、団体自転車保険、団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等および団体所得補償保険(団体長期障害所得補償保険(リレープラン))においては保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(標準型)、所得補償保険)

- ①被保険者(*)の「職業・職務」(団体総合生活補償保険(標準型)の「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)
(*) 団体傷害保険(団体総合生活補償保険(標準型))の家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険・団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

②他の保険契約等(*)に関する情報

- (*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

- ③被保険者の「生年月日」、「年令」、団体所得補償保険(リレープラン)の場合「性別」

④被保険者の健康に関する告知

- (注) 医療オプションプラン・親介護補償プランの告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【健康に関する告知について:団体所得補償保険(基本プラン)】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(*)2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の際が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

【健康に関する告知について:団体所得補償保険(リレープラン)】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、加入日(*)1)からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき(*)2)は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

団体傷害保険・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。(「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲
下記以外の職業

ご契約の引受範囲外
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等ににおける契約、共済契約等を含みます。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型))

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<p>・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>(注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。</p>
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa. またはb. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb. によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約^(*)を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

す。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
<p>団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型) 日常生活賠償特約</p>	<p>自動車保険 日常生活賠償特約</p>

団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)〈所得補償保険、団体長期障害所得補償保険〉

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額または支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

団体所得補償保険(基本プラン)〈所得補償保険〉

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

団体所得補償保険(リレープラン)〈団体長期障害所得補償保険〉

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	<p>他の団体長期障害所得補償保険</p> <p>所得補償保険</p>

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

本別冊1~13ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書(団体長期障害所得補償保険の場合)に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・
団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS & AD型))

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

団体所得補償保険(基本プラン)(所得補償保険)

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
(団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)は除く)

6 失効について

団体傷害保険・医療オプションプラン・親介護補償プラン・
団体レジャー保険(総合レジャー保険)・団体自転車保険
(団体総合生活補償保険(標準型)(MS&AD型))

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

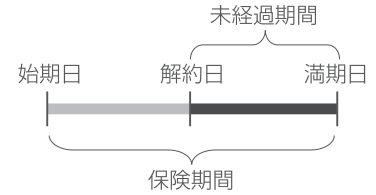
団体所得補償保険(基本プラン・リレープラン)
(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険)

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能または就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。
- 追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊17ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

本別冊17ページをご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(MS & AD型)、所得補償保険)

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

医療オプションプラン・親介護補償プラン・団体所得補償保険(基本プラン)(団体総合生活補償保険(MS&AD型)、所得補償保険)

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

団体所得補償保険(リレープラン)(団体長期障害所得補償保険)

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
 - ② 新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社

アサヒグループ保険営業部の下記窓口までお問い合わせください。
※営業時間 平日9:00~17:00

東京アサヒグループ保険営業部

〒105-0022
東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階
TEL.0120-056-334(無料)

大阪アサヒグループ保険営業部

〒541-0043
大阪市中央区高麗橋4-6-2
TEL.0120-076-667(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起きたり、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、
こちらから



※対応可能な事故は限定されています。
詳細はWEB画面をご覧ください。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】**0570-022-808**

- ・受付時間【平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)】
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険)))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルファー賠償責任 保険特約	(a)本人 ^{(*)1} (b)本人 ^{(*)1} が責任無能力者である場合は、 その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルファー傷害補償特約	本人 ^{(*)1} のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	

(*)1 加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本別冊14~16ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
本別冊14~16ページをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
本別冊14~16ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

本別冊14~16ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット11ページの保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特別約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット4ページをご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。

追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(団体レジャー保険(ゴルファー向け保険)))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特別約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険はアサヒグループホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めると、加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

・他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルファー保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■ゴルファー傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約(*)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約(*)の解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本別冊14～16ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特別約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガを発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット4ページ記載の方法により払込みください。パンフレット4ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します

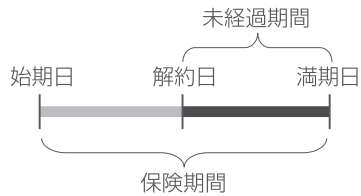
7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

本別冊18ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

本別冊17ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】銀泉株式会社

アサヒグループ保険営業部の下記窓口までお問い合わせください。
※営業時間 平日9:00~17:00

東京アサヒグループ保険営業部

〒105-0022
東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング17階
TEL.0120-056-334(無料)

大阪アサヒグループ保険営業部

〒541-0043
大阪市中央区高麗橋4-6-2
TEL.0120-076-667(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、
こちらから



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕**0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>



お問い合わせ先(募集代理店)

銀泉株式会社 アサヒグループ担当の下記窓口

✉ asahi-cp@ginsen-gr.co.jp

※営業時間 平日9:00~17:00



東京アサヒグループ担当

〒105-0022 東京都港区海岸1-2-20
汐留ビルディング17階

☎ **0120-056-334**(無料)

大阪アサヒグループ担当

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-2

☎ **0120-076-667**(無料)

引受保険会社

<幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ **03-3259-6642**

<非幹事保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社